

平成 20 年度 環境省重点施策

平成 19 年 12 月
環 境 省



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

平成20年度環境省重点施策 ～環境立国・日本の創造・発信～

<はじめに>

- 平成20年度は、京都議定書の第一約束期間（2008年～2012年）がいよいよ始まるなど我々人類にとって大きな節目の年です。地球という大きな生態系の一部として、自然と共生し、人間社会における炭素も含めた物質循環を健全なものとし、健やかで豊かな生活を確保する持続可能な社会経済システムの構築に向けた本格的な取組が始まります。
- こうした人類史を画する時期に、我が国はG8サミットの議長国となり、人類の新しい歴史を先頭に立って切り開いていく役割を担うことになりました。
- このため、「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月1日閣議決定）に基づき、「低炭素社会」、「自然共生社会」及び「循環型社会」の構築に向けた統合的な取組を、世界から地域まで広い視野の下に、強力に展開します。また、我が国の環境技術、公害克服の経験と智慧、豊富な人材を活かして、「環境立国」を日本モデルとして創造し、アジアそして世界への発信に努めます。さらに、G8環境大臣会合を開催し、北海道洞爺湖サミットにおける議論に貢献します。
- 地球温暖化問題については、京都議定書6%削減約束を確実に達成するため、平成19年度中に「京都議定書目標達成計画」を見直し、地球温暖化対策の推進に関する法律の見直し等により、業務・家庭部門を始めとするあらゆる分野で温暖化対策を加速します。また、中長期的な観点も踏まえ、国民全体が総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル及びビジネススタイルの変革を促す取組を強化します。

2013年以降の国際的な枠組みについては、気候変動枠組条約締約国会合（COP13）（インドネシア・バリ）において決定された「バリ・ロードマップ」に沿って交渉を進め、2009年までに合意を得ることとされました。世界全体で削減に取り組む実効的な枠組みの構築に向け、北海道洞爺湖サミットを始めとするあらゆる機会において国際的な議論をリードするとともに、温暖化対策と公害対策等を一体的に進めるコベネフィット対策を進めます。

これらを踏まえ、「2050年半減」の長期目標の実現に向けた低炭素社会づくりを推進します。
- 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関して、2007年11月に閣議決定された「第三次生物多様性国家戦略」に基づき、国民的な関心を呼び起こしつつ多面的に対策を展開します。また、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議を開催すべく、我が国が立候補していることを踏まえ、生物多様性分野の主要な議論をリードするとともに、各国や民間との連携を強化します。
- 3Rを通じた循環型社会の構築に向けては、平成19年度の「循環型社会形成推進基本計画」の見直し・改訂を踏まえ、適正処理の推進と不法投棄の防止を大前提に、地域社会から国際社会までの適正な資源循環の確保を図り、我が国がG8の先頭に立って内外の3Rの推進に取り組みます。
- 経済発展著しいアジアにおいて環境保全・脱公害の取組を進め、持続可能な発展に向けた環境国際協力を展開します。さらに、環境の智慧や技術を育む地域や社会づくりを進めるとともに大気・水・土壌環境対策や化学物質対策など安全を確保できる生活環境行政を推進します。また、水俣病対策や石綿健康被害対策を着実に進めるとともに沿道等の局地的な大気汚染による健康影響の調査研究や小児環境保健疫学調査を進めます。
- 以上により、アジアそして世界の発展と繁栄に貢献する「環境立国・日本」を創造・発信します。

平成20年度環境省重点施策 ～環境立国・日本の創造・発信～

「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月1日 閣議決定)

自然との共生
を図る智慧と
伝統を現代に
活用

車の両輪とし
て進める環境
保全と経済成
長・地域活性化

アジア、そして
世界とともに
発展する日本

1. 低炭素社会づくりへの取組本格化

- 京都議定書6%削減約束の確実な達成
- 世界全体の一層実効ある取組を引き出す新たな枠組みづくり
- 北海道洞爺湖サミット及びG8環境大臣会合における日本のイニシアティブの発揮
- 温暖化対策と公害対策を一体的に進めるコベネフィット対策による国際協力
- 「2050年半減」に向けた低炭素社会づくり

「新京都議定書目標達成計画(H19年度中策定予定)」

2. 生物多様性保全を通じた自然共生社会づくり

- 生物多様性への国民の理解と保全活動の促進
- 里山の保全・再生等人と自然が創るよりよい関係
- 国立公園等の重要地域の保全
- 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けたリーダーシップの発揮

第三次生物多様性国家戦略
(H19年11月策定)

3. 3Rを通じた持続可能な資源循環

- 循環型の地域づくり=「地域循環圏」の推進
- 3Rイニシアティブ推進によるアジアを中心とした循環型社会構築
- 適正処理と不法投棄対策
- 浄化槽の普及促進

新循環型社会形成推進基本計画(H19年度中策定予定)

4. アジアの環境保全・脱公害に向けた国際連携・協力の強化

- 酸性雨や光化学オキシダント等の越境汚染対策
- 中国、アジアにおける水環境協力等の展開
- 日本の智慧と技術を活かした国際協力

5. 環境から拓く経済成長と地域活性化の道筋

- 環境技術開発と経済のグリーン化
- 自然の恵みを活かした地域づくり
- 環境を感じ、考え、行動する人づくり

6. 安全を確保できる生活環境行政の推進

- 大気・水・土壌環境保全対策
- 総合的な化学物質環境対策
- 水俣病を始めとする公害健康被害対策
- 石綿健康被害対策
- 毒ガス弾等による被害の未然防止

参加と協働

地方自治体
産業界

NGO/NPO
国民等

持続可能な社会に向けた統合的取組の展開

平成 20 年度環境省重点施策〔目次〕

I. 平成 20 年度環境省概算要求・要望の概要	1
1. 低炭素社会づくりへの取組本格化	2
・(新)省エネ製品買換え促進事業(エネ特会) (1) (ア)②	2
・(新)エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業(一般・エネ特会) (1) (ア)②	2
・(新)エコ住宅普及促進事業(エネ特会) (1) (ア)②	2
・(新)1人1日1kgCO2削減国民運動推進事業(エネ特会) (1) (ア)③	2
・京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計・エネ特会) (1) (イ)	3
・次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費 (2)	3
・京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット 実現支援等事業(エネ特会) (3)	4
・環境技術開発等推進費(戦略指定領域)[競争的資金] (3)	4
・(新)低炭素で成長する日本モデルの構築事業 (4) (ア)	4
・(新)低炭素社会関係予算(地球環境研究総合推進費[競争的資金]の一部) (4) (イ)	5
2. 生物多様性の保全を通じた自然共生社会づくり	6
・(新)「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 (1)	6
・(新)SATOYAMAイニシアティブ推進事業費 (2) (ア)	6
・重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000) (4) (イ)	7
3. 3Rを通じた持続可能な資源循環	8
・(新)地域からの循環型社会づくり支援事業 (1) (ア)	8
・(新)廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業 (1) (ア)	8
・ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業 (3)	9
4. アジアの環境保全・脱公害に向けた国際連携・協力の強化ー環境汚染の 少ないクリーンアジア・イニシアティブの展開ー	10
・東アジア広域環境政策形成推進事業費 (1)	10
・日中水環境パートナーシップ (2)	10
・(新)日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討 (3)	11
5. 環境から拓く経済成長と地域活性化の道筋	12
・(新)国等における環境配慮契約等推進経費(1)	12
・(新)21世紀環境教育AAAプラン推進事業(3)	13
6. 安全を確保できる生活環境行政の推進	14
・微小粒子状物質(PM2.5)に関する取組の強化 (1)	14
・都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費 (1)	14
・(新)土壌汚染の未然防止等対策の促進に関する調査 (1)	14
・総合的な化学物質審査規制制度の導入検討調査 (2)	15
(参考)平成20年度概算決定におけるE礼ギ-対策特別会計によるCO2排出抑制対策	17
(参考)環境省における重点施策推進要望の結果について	19
II. 平成 20 年度環境省財政投融资の概要	20
III. 平成 20 年度環境省税制改正の概要	21

平成20年度環境省予算(案)の概要

平成20年度予算(案)合計

一般会計(非公共+公共)+特別会計 2,240億円

(対前年度 25億円増 1.1%増)

[一般会計]

	平成19年度 予 算 額	平成20年度 予 算 (案) 額	対前年度比
	億円	億円	%
(非公共)			
一般政策経費等	916	925	101.0
エネルギー特会繰入 ¹	321	360	112.1
計	1,237	1,285	103.9
(公共)			
廃棄物 ²	845	799	94.5
自然公園	118	114	96.9
計	963	913	94.8
合 計	2,199	2,197	99.9

[特別会計]

	平成19年度 予 算 額	平成20年度 予 算 (案) 額	対前年度比
	億円	億円	%
エネルギー特会	337	402 ³	119.5

合 計

	平成19年度 予 算 額	平成20年度 予 算 (案) 額	対前年度比
	億円	億円	%
一般会計+特別会計 (除:エネルギー特会繰入)	2,215	2,240	101.1

1 エネルギー特会：エネルギー対策特別会計

2 公共事業（廃棄物）については、上記の他に、地域計上分（北海道、奄美、沖縄、離島）として、52億円が他府省に計上されている。

3 エネルギー特会の平成20年度予算(案)額402億円は、一般会計の繰入額(360億円)と剰余金等(42億円)を加えた額である。

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

1. 低炭素社会づくりへの取組本格化

(1) 新京都議定書目標達成計画に基づく6%削減約束の確実な達成

(ア) あらゆる部門における温暖化国内対策の加速化

- ①6%削減目標達成に確実を期すため、本年度中に京都議定書目標達成計画を見直し、地球温暖化対策の推進に関する法律の見直し等により、排出量の伸びが著しいオフィスや家庭をはじめ、各部門の対策の抜本的な強化を図ります。
- ②省エネ製品への買換え促進や国民一人ひとりの環境行動を促す「エコポイント」、「CO2 見える化」、「カーボン・オフセット」等の取組の普及拡大、高断熱化等による低炭素型住宅の普及促進など家庭や職場での排出削減対策の抜本的強化を図ります。

【主な予算措置】

百万円

・(新)省エネ製品買換え促進事業(エネ特会)	300(0)
・(新)エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業(一般・エネ特会)	360(0)
・(新)温室効果ガス排出量可視化(見える化)・指標化事業(エネ特会)	50(0)
・(新)カーボン・オフセット推進事業(エネ特会)	50(0)
・(新)エコ住宅普及促進事業(エネ特会)	100(0)
・地域協議会民生用機器導入促進事業(エネ特会)	280(280)

- ③国民一人ひとりに身近な行動によるCO2削減を促すため、1人1日1kgCO2削減をモットーに国民運動の更なる展開を図ります。

さらに都道府県の地球温暖化防止活動推進センターの人材育成を行うなど、情報提供及び普及啓発を強化します。

【主な予算措置】

百万円

・地球温暖化防止「国民運動」推進事業(エネ特会)	2,700(3,000)
・(新)1人1日1kgCO2削減国民運動推進事業(エネ特会)	300(0)

- ④産業・業務部門について、モデル性の高い率先的な取組への支援等を行い、自主行動計画の拡大・強化を図るとともに、欧米における制度の導入状況等も見つつ国内排出量取引を総合的に検討します。運輸部門については、地方自治体等の低公害車や燃費基準達成車の導入を支援します。廃棄物処理に当たっても、発生抑制、再使用、再生利用の推進を図りつつ、廃棄物発電やバイオマスエネルギーの有効活用を進めます。

【主な予算措置】

百万円

・(新)温室効果ガス排出量可視化(見える化)・指標化事業(エネ特会)(再掲)	50(0)
・業務部門対策技術率先導入補助事業(エネ特会)	1,900(1,670)
・国内排出量取引推進事業(エネ特会)	250(250)
・温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(エネ特会)	3,000(3,000)
・低公害車普及事業(エネ特会)	117(85)
・自動車省CO2対策推進事業(エネ特会)	130(130)
・廃棄物処理施設における温暖化対策事業(エネ特会)	2,117(2,117)

⑤再生可能エネルギー導入拡大のため、燃料用バイオエタノールについて、E3 の大規模実証実験を通じた普及拡大を図ります。

集中的に複数の再生可能エネルギーを導入するモデル事業の実施、地方自治体との協力による太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した低炭素型住宅の普及支援を行います。

【主な予算措置】	百万円
・エコ燃料実用化地域システム実証事業費(エネ特会)	2,300(2,780)
・エコ燃料利用促進補助事業(エネ特会)	800(800)
・再生可能エネルギー導入加速化事業(エネ特会)	500(750)

(イ) 京都メカニズムクレジットの確実な取得

○京都議定書の6%削減約束を確実なものとするため、京都メカニズムを活用したクレジットの取得を計画的かつ効率的に進めます。

【主な予算措置】	
・京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計・エネ特会)	16,081(7,326)

(ウ) フロン対策の推進

- ①オゾン層保護及び地球温暖化防止対策として改正フロン回収・破壊法に基づき、フロンの回収を徹底するとともに、早期に対策効果が見込める液体PFCの破壊手法の確立を図ります。
- ②大型小売店舗や物流拠点等へ温室効果ガス削減効果の高い省エネ型の自然冷媒冷凍装置を導入する場合に支援を行います。

【主な予算措置】	
・(新)液体PFC等排出抑制対策推進事業費	16(0)
・(新)省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業(エネ特会)	300(0)

(2) 世界全体の一層実効ある取組を引き出す新たな枠組みづくり

- ①京都議定書第1約束期間後(2013年以降)の次期枠組みについては、「Cool Earth50」に基づき、世界全体の一層実効ある取組を引き出すため、我が国及び世界全体での将来排出見通しを把握するとともに、各国間の排出量についても分析を行うなど、米国、中国、インドなどの主要排出国が参加する実効ある枠組みの構築に貢献し、G8議長国としてのリーダーシップを発揮します。
- ②2008年3月に日本で開催される主要排出国20カ国での対話(G20対話)に続き、2008年5月のG8環境大臣会合においても、地球温暖化等の環境問題について、主要排出国も含めて議論を行い、北海道洞爺湖サミットでの成果につなげます。また、会議開催に当たっては、カーボンオフセットなど環境配慮の徹底や我が国の環境技術等の発信を行います。さらに北海道洞爺湖サミットの成果を踏まえた次のプロセスに向けて、フォローアップを行います。

【主な予算措置】	百万円
・次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費	137(100)
・(新)G8環境大臣会合開催経費	143(0)

(3) 温暖化対策と公害対策等を一体的に進めるコベネフィット対策による国際協力の実現

- ①途上国等の公害対策等と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット対策により、クレジットの確実な取得を図ります。
- ②アジアにおける環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指し、南アジアへの展開や国別戦略プランの策定等を進めます。
- ③アジア諸国で取組が進んでいないフロンの生産量及び消費量の削減に向けた取組やフロンの回収・破壊等の取組について日本の技術・経験を生かして人材育成や体制整備に関する協力をを行い、オゾン層保護と温暖化防止を同時に達成します。
- ④コベネフィット対策に資する環境技術の開発を推進します。

【主な予算措置】	百万円
・(新)コベネフィット型途上国低炭素社会構築支援方策検討調査	10(0)
・京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業(エネ特会)	1,270(970)
・アジアにおけるモントリオール議定書遵守支援事業費	20(9)
・環境技術開発等推進費(戦略指定領域) [競争的資金]	240(0)

(4) 「2050年半減」の長期目標の実現に向けた日本発の低炭素社会づくり

(ア) 「低炭素で成長する日本モデル」の構築と世界への発信

- 世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減するため、低炭素社会づくりに向けた長期ビジョンをとりまとめ、北海道洞爺湖サミットに向けて我が国から提案します。さらに、ビジョンを実現するため、低炭素で成長する日本モデルを構築し、発信します。

【主な予算措置】	百万円
・(新)低炭素で成長する日本モデルの構築等事業	24(0)

(イ) 低炭素社会の実現に向けた社会システムの変革

- ①低炭素社会への転換を目指し、様々な角度から都市構造や社会システムの変革にまで踏み込んだ対策を進めます。具体的には、コンパクトなまちづくり、公共交通の活用など効率的で環境負荷の小さな移動システム、ヒートアイランド対策等も含めた水と緑あふれるまちづくりなど日本の様々な地域に応用できるモデルをつくり、その普及に努めます。

ア) 環境負荷の低いコンパクトシティの実現に向けて、効率的な土地利用、交通需要対策、未利用エネルギーの活用などのシミュレーションに基づき実効的な計画策定を行う地域を支援します。

イ) 公共交通機関の利用促進や自動車交通流の円滑化、歩行者・自転車対策等を統合した環境的に持続可能な交通の実現を目指す先導的な地域でのモデル事業を関係省庁と連携して行います。

ウ) モデル地域の街区全体や複数の建物全体でCO₂排出量の削減を見込める対策事業を実施するとともに、ヒートアイランド現象を緩和するため、屋上・壁面緑化、保水性建材、高反射性塗装、地下水・地中熱の利用など複数の対策を組み合わせた事業を実施します。

- ②低炭素社会に向けて、今後必要な取組についてのシミュレーション等により、CO₂排出量の少ない環境モデル都市や自然共生の姿を提示するなど、社会変革を進める研究を行います。

【主な予算措置】	百万円
・低炭素地域づくり面的対策推進事業(エネ特会)	400(250)
・環境的に持続可能な交通 (EST) の実現に向けたモデル事業(エネ特会)	100(93)
・低炭素社会モデル街区形成促進事業(エネ特会)	1,100(1,300)
・(新)低炭素社会関係予算 (地球環境研究総合推進費[競争的資金]の一部)	350(0)

(ウ) 低炭素社会を支える革新的技術開発の推進

①地域に即したバイオマス資源の総合利活用システムの構築や、省エネルギー対策及び E10 の活用等再生可能エネルギー等の地球温暖化対策技術について開発を推進します。

②二酸化炭素海底下地層貯留 (CCS : Carbon Dioxide Capture and Storage) の環境影響評価やモニタリング手法の高度化に関する技術開発等を行います。

【主な予算措置】	百万円
・地球温暖化対策技術開発事業(エネ特会)[競争的資金]	3,709(3,302)
・(新)廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業(エネ特会)	50(0)
・(新)二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費(エネ特会)	200(0)

(エ) 地球温暖化への適応に関する研究の推進

○気候変動への適応に焦点を当て、国内研究として、温暖化による不可避の影響を最小化するための適応対策について、詳細な影響予測、脆弱性の高い地域・分野の抽出評価、効果的なリスク分散手法、効率的な事業の実施方法について研究を実施します。

【主な予算措置】	百万円
・(新)適応対策関係予算 (地球環境研究総合推進費[競争的資金]の一部)	150(0)

2. 生物多様性の保全を通じた自然共生社会づくり

(1) 生物多様性への国民の理解と保全活動の促進

- ①各地域において、民間団体等が行う、希少な動植物種の保護増殖、鳥獣の保護管理等の積極的な取組を支援・推進し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進します。
- ②生物多様性の重要性について国民の理解を深め、参加を促すため、官民パートナーシップ組織の設立による民間参画の推進、地方版生物多様性戦略の手引き・企業活動ガイドラインの策定等の「いきものにぎわいプロジェクト」を実施します。さらに、子どもたちの自然体験をより一層推進します

【主な予算措置】

	百万円
・(新)生物多様性保全推進支援事業	100(0)
・(新)「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	50(0)
・(新)「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト	26(0)

(2) 人と地域の自然が創るよりよい関係

(ア) 里地里山の保全再生

- 未来に引き継ぎたい重要な里地里山の選定を進め、バイオマスや環境教育など地域の資源の新たな利活用、希少種の保護などへの多様な主体の参加促進を通じ、地域の自律的な取組が進む仕組みを再構築することにより、里地里山の保全再生を全国に展開していきます。

【主な予算措置】

	百万円
・(新) SATOYAMA イニシアティブ推進事業費	126(0)

(イ) 鳥獣との軋轢の解消に向けた取組の強化

- ①広域的な鳥獣保護管理を強化するとともに、大型獣による国立公園等の風致景観・生態系への悪影響を防止するため、保護管理対策を進めます。また、農林水産業や生態系等に大きな影響を及ぼすような鳥類及び哺乳類を対象として、生息状況等の把握調査を行います。
- ②鳥獣保護管理の担い手の確保のため、研修の実施、猟区での狩猟者の育成を図ります。
- ③鳥インフルエンザについて、感染経路の究明に資するため、渡り鳥の飛来経路を調査するとともに渡り鳥の飛来状況等に関するリアルタイムの情報提供システムを構築します。

【主な予算措置】

	百万円
・広域分布型鳥獣保護管理対策事業	56(54)
・国立公園等における大型獣との共生推進費	44(22)
・自然環境保全基礎調査費	332(298)
・鳥獣保護管理に係る人材育成事業	50(34)
・渡り鳥の飛来経路の解明事業費	25(19)
・(新) 渡り鳥の飛来状況等に関する情報提供事業費	10(0)

(ウ) 多様な生きものと共生する空間づくり

- ヤンバルクイナやトキ、ツシマヤマネコについて野生復帰や保護の取組を強化するとともに、島嶼における希少種の保護増殖を図ります。また、カエルツボカビの実態把握など外来種対策を進めます。さらに、ペットの安全確保など飼養動物の愛護と管理の取組を進めます。

【主な予算措置】

	百万円
・希少野生動物野生順化特別事業費	80(82)
・(新) 絶滅のおそれのある種の飼育下繁殖関連施設整備	35(0)
・(新) 希少固有動植物等保全特別総合点検事業	18(0)
・(新) 外来生物戦略調査事業費	9(0)
・(新) 飼養動物の安全・健康保持推進事業	10(0)

(3) 生物多様性保全のために重要な地域の総合的な保全

- ①人と自然が共生する国土の構築に向けて、生物多様性保全の観点も踏まえた国立・国定公園の指定地域の総点検と適切な保全、自然再生の取組の推進等を通じた生態系ネットワークの形成促進を図ります。
- ②海洋基本法を受けて、我が国の海洋生物多様性の情報の収集・整備及び保全戦略の策定を行うとともに、自然公園内における海域の保全管理の強化に取り組みます。

【主な予算措置】	百万円
・ 国立・国定公園総点検事業費	44(31)
・ (新) 海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費	20(0)
・ (新) 海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	10(0)
・ 自然公園等事業費 (公共)	11,401(11,767)

(4) 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けたリーダーシップの発揮

(ア) 次期世界目標の設定に向けたイニシアティブの強化

- ①2010年のCOP10の日本への招致活動を強化するとともに、日本のイニシアティブで効果的な次期世界目標が合意されることを目指し、主要議題に関する会合の開催等により国際的な議論をリードします。
- ②自然共生社会を地球全体で実現するため、世界各地の自然共生の智慧と伝統を再興し、発展させて活用することを「SATOYAMA イニシアティブ」として世界に提案します。

【主な予算措置】	百万円
・ (新) 生物多様性国際イニシアティブ推進調査費	17(0)
・ (新) 国際機関への生物多様性専門家派遣経費	20(0)
・ (新) SATOYAMA イニシアティブ推進事業費 (再掲)	126(0)

(イ) 国内での先駆的な取組の実施

- ①COP10を契機として、世界に先駆け、我が国の生物多様性の状況に関する総合評価を社会経済的側面も踏まえた上で実施します。
- ②地球温暖化も含めた様々な人為的要因による生態系変化を迅速に把握し、予防的対策を進めるため、生態系総合監視システムを構築します。

【主な予算措置】	百万円
・ (新) 生物多様性総合評価推進費	24(0)
・ 重要生態系監視地域モニタリング推進事業 (モニタリングサイト1000)	280(270)

(ウ) アジア太平洋諸国とのパートナーシップの強化

- ①アジア太平洋地域を中心にサンゴ礁や渡り鳥保全のネットワークを構築します。特に2008年に15年ぶりにアジア(韓国)で開催されるラムサール条約第10回締約国会議に併せて、アジア地域の渡り鳥・湿地を保全するための取組を推進します。
- ②アジア太平洋諸国及び国際機関と連携の下、生物多様性保全の基盤情報の整備を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・ アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業	60(49)
・ (新) アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ推進費	10(0)

3. 3Rを通じた持続可能な資源循環

(1) 新循環型社会形成推進基本計画に基づく循環型の地域づくり（「地域循環圏」の推進）

(ア) 地域循環圏の基盤整備の推進

- ①循環型の地域づくりの核となる地方自治体、NPO や事業者の優れた取組の共有と全国への普及を目指し、先進事例の紹介やシンポジウムの開催を行うとともに、地域における循環型社会に資するモデル的な事業や循環型地域ビジョンづくりの支援を行います。
- ②廃棄物エネルギー利用・バイオマス利活用の強化等、地域における循環システムの構築を加速するとともに、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を目指します。
- ③「もったいない」の気持ちを活かしながら、国民一人ひとりのライフスタイルの変革を進めるため、3R、不法投棄防止、容器包装削減の取組に関する国民運動を展開します。

【主な予算措置】

	百万円
・(新) 地域からの循環型社会づくり支援事業	60(0)
・廃棄物処理施設整備費（循環型社会形成推進交付金等）（公共）	79,649(84,261)
・食品リサイクル推進事業費	30(19)
・(新) 廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業	334(0)
・(新) 新循環基本計画の策定を受けた3Rの国民運動の展開	20(0)
・(新) 不法投棄撲滅運動の展開	13(0)
・容器包装に係る3R推進事業費	58(52)

(イ) 家電リサイクル法、建設リサイクル法等の強化による資源の有効活用の促進

- ①家電リサイクル制度の見直しを行い、普及・啓発を実施して使用済家電の適正なりサイクルを推進するとともに、2011年のアナログ放送停波へ向けたアナログテレビの円滑な廃棄や使用済家電の適正処理に対する技術的支援等を行います。
- ②建設リサイクル制度の見直しを行い、建設廃棄物の確実な再資源化を確保するとともに、同法の規制対象外である廃石膏ボードなどの再資源化を促進します。
- ③容器包装リサイクル法に基づく質の高いプラスチック製容器包装の分別収集・再商品化の推進を図ります。

【主な予算措置】

	百万円
・家電リサイクル推進事業費	52(43)
・建設リサイクル推進事業費	33(3)
・改正容器包装リサイクル法施行に係る実態調査等事業費	82(73)

(2) 3Rを通じた国際的な循環型社会構築の推進

(ア) 3Rイニシアティブの国際的な推進

- ①北海道洞爺湖サミットやG8環境大臣会合に向け、「資源生産性」を中心とした「3Rイニシアティブ」を一層推進するとともに、「ゴミゼロ国際化行動計画」を改定します。
- ②東アジアにおける3R政策対話の場として「アジアにおける廃棄物・3R作業部会」をUNEP及びWHOの協力の下、議長国として運営します。また、途上国における3R事業の形成を促進するため、我が国技術の活用可能性等の調査を行います。
- ③東アジアでの循環型社会の構築に向けた基本的な考え方や目標を示す「東アジア循環型社会ビジョン」に関する調査を行います。
- ④UNEPが設立した「持続可能な資源管理に関する国際パネル」のテーマである資源の効率的利用による経済成長と、経済成長に伴う環境負荷低減に関し我が国の知見を議論に反映するとともに、パネルに対し財政的に支援します。

【主な予算措置】	百万円
・ 3Rイニシアティブ国際推進費	123(120)
－(新) ゴミゼロ国際化行動計画の見直しと実施	7(0)
－(新) アジアにおける廃棄物・3R作業部会の運営	13(0)
－(新) アジア3R事業化推進基礎調査	10(0)
－(新) 東アジア循環型社会ビジョン調査費	13(0)
・ (新) UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援	19(0)

(イ) 廃棄物等の不法輸出入防止対策

- ① 廃棄物等の輸出入について、バーゼル条約に基づく制度運用及び水際対策を強化するとともに、途上国向けの有害廃棄物の輸出入を禁止するバーゼル条約 95 年改正への我が国の対応について検討します。
- ② アジア各国のバーゼル条約担当部局と連携し、各国の実施体制や規制に関する情報の共有を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・ 国際的環境問題対策費	59(48)
－バーゼル条約対策費	10(12)
－(新) バーゼル条約 95 年改正に関する戦略的検討	14(0)
－アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	35(35)

(3) 適正処理と不法投棄対策の推進

- ① 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の設定を始め、支援チームの現場派遣や IT の活用による事案等の情報収集・整理など、不法投棄撲滅に向けた取組の一層の推進を図ります。
- ② バイオマスのエネルギー利用やアスベストの無害化処理等に関する廃棄物処理技術開発を推進します。
- ③ 優良な処理事業者の育成・支援のため、排出事業者も含めた普及啓発講習会や処理事業者の研修・講習を実施する講師の養成を行います。
- ④ 循環型地域形成の基盤となる電子manifestoの利用割合を平成 22 年度に 50%へ拡大することを目指し、説明会や Web 版manifestoの作成を通じて、中小事業者の利用を促進します。

【主な予算措置】	百万円
・ 産業廃棄物適正処理推進費	60(51)
・ 廃棄物処理等科学研究費補助金[競争的資金]	1,135(1,261)
・ 産業廃棄物処理業優良化推進事業費	50(56)
・ IT を活用した循環型地域づくり基盤整備事業	155(90)

(4) 浄化槽の普及促進

- ① 効率的な生活排水対策の推進に向けて、「循環型社会形成推進交付金」や「地域再生基盤強化交付金」を活用して浄化槽の整備推進を図ります。特に、河川や湖沼等の水質改善を図るため、窒素・リンを除去する高度処理型浄化槽の整備を進めます。
- ② 浄化槽について地震等の災害時の応急措置、復旧方法等についてマニュアルを作成します。

【主な予算措置】	百万円
・ 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)(公共)	13,040(13,296)
・ (新) 災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの作成	6(0)

4. アジアの環境保全・脱公害に向けた国際連携・協力の強化ー環境汚染の少ないクリーンアジア・イニシアティブの展開ー

(1) パートナーシップによる越境汚染対策の推進

- ①東アジア共通の課題となっている酸性雨及び黄砂について、モニタリングネットワークの確立、データ共有のための政策対話、技術協力・人材育成などを進めます。
- ②光化学スモッグ問題に対処するため、途上国でも導入可能なオゾン簡易測定法の普及を図り、モデル計算によるオゾンの広域汚染の解明、アジアの大気環境管理能力の強化等を進めます。
- ③途上国のフロンガスの回収・破壊等を進めるため、ネットワーク会合開催等を通じた途上国の体制整備等を進めます。
- ④漂流・漂着ゴミを削減するため、漂流・漂着ルートの解明等を通じて関係国と協力するとともに、国内のモデル地域において効果的な国内削減手法の検討を行います。

【主な予算措置】

	百万円
・東アジア広域環境政策形成推進事業費	27(11)
・黄砂対策推進費	37(25)
・アジアにおけるモントリオール議定書遵守支援事業費(再掲)	20(9)
・漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査費	350(350)

(2) 水環境保全など日本の智慧を活かした国際協力の展開

- ①日本の環境技術を活用し、途上国の公害対策等と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット事業を推進します。
- ②2007年4月の日中環境保護協力の強化に関する共同声明において、水質汚濁防止に関する協力が盛り込まれたことを受けて、低コストな分散型排水処理施設や浄化槽などの水管理技術に係る適用可能モデル事業を行い、現地に合った水環境管理体系を構築する日中水環境パートナーシップを推進します。
- ③日中韓三カ国における化学物質に係る基盤整備の協働実施や、審査規制制度の調和を推進するため、産学官の参加による「化学物質政策ダイアログ」を展開し、情報交換を進めます。
- ④水銀等有害金属の排出削減・物質代替など化学物質に関する日本の優れた技術を含む「利用可能な優良技術(BAT:Best Available Technology)ガイドライン」や排出インベントリー等を作成し、国際削減戦略の構築を目指します。
- ⑤エコツーリズム分野におけるモンゴルとの協力を進めます。

【主な予算措置】

	百万円
・京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業(エネ特会)(再掲)	1,270(970)
・日中水環境パートナーシップ	191(33)
・日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業	22(15)
・水銀等有害金属に係る国際削減戦略構築事業	74(19)
・(新)モンゴルにおける環境協力推進事業	10(0)

(3) 途上国で活躍する日本人専門家及び途上国の環境リーダーの養成

- ①アジア諸国の技術者の指導を含め、環境政策の基本となるモニタリングや公害対策について、日本の官民の技術者から成る環境調査・協力団の結成・派遣を検討します。
- ②途上国の環境問題に関し、公害対策に第一線で活躍してきた団塊世代が、環境協力専門家やボランティアとして活躍するための研修を行うとともに、現場で活躍する NGO ネットワークの構築による経験の共有と連携強化を進めます。
- ③途上国の環境政策立案と着実な実施に係る能力開発に貢献するため、政策決定を直接に支援する研究機関に対して日本の経験や知見を活かした環境政策の策定支援システム構築を進めます。
- ④アジアの環境系大学院間のネットワークや官民連携コンソーシアム等を通じ、アジアにおいて企業、行政等の幅広い分野で活躍する環境リーダー育成のためのプログラムを開発します。

【主な予算措置】

百万円

・(新)日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討	11(0)
・国際環境協力強化のための情報・人材基盤の整備	9(5)
・(新)アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援費	10(0)
・(新)持続可能な開発のための教育 (ESD) を担うアジア高等教育機関人材育成事業	75(0)

5. 環境から拓く経済成長と地域活性化の道筋

(1) 環境技術の展開と経済のグリーン化による環境と経済の好循環

(ア) 環境技術の戦略的な開発・普及

- ① ナノテクノロジー等急速に発展している環境技術について、早期の実用化を図るための研究開発を進めます。
- ② 我が国の環境研究・技術開発について、ホームページ等により国民へのわかりやすい情報の提供と世界への戦略的な発信を進めます。

【主な予算措置】

	百万円
・ ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業	453(453)
・ (新) 環境研究・技術開発の戦略的発信事業	9(0)
・ 環境技術開発等推進費[競争的資金]	836(881)

(イ) グリーン購入やグリーン契約等を通じた環境配慮型経済への転換

- ① 消費市場や資本市場における環境に配慮した行動を促進するため、消費者や投資家に企業や製品の環境負荷に関する情報を的確に提供します。また、金融を通じて環境保全への国民の意欲を環境ビジネスに結びつけるための取組を引き続き推進します。
- ② グリーン契約法に基づき、国等の取組の推進と地方での取組拡大を図ります。
- ③ 建て替え時期となっている中古の集合住宅やオフィスビルにおいて、LCA(ライフサイクルアセスメント)を活用した評価を行い、省エネ改築・改修と建築物の長期利用を促進します。
- ④ 気候変動等の長期的環境変動を展望し、その影響と必要な対応を明らかにするとともに、経済活動と環境の関わりについての状況及び動向を継続的に調査分析し、発信します。

【主な予算措置】

	百万円
・ (新) 環境関連商品購入促進方法調査事業	13(0)
・ (新) 国等における環境配慮契約等推進経費	28(0)
・ (新) 建築物等エコ化可能性評価促進事業	8(0)
・ (新) 経済活動と環境に関する調査分析	24(0)

(2) 自然の恵みを活かした活力ある地域づくり

(ア) 多様な主体の参加と協働による地域づくり

- ① 我が国を代表する自然であるとともに地域の観光資源ともなる魅力的な国立公園づくりのため、国、地方自治体、地域住民、民間企業、NGO 等広範な関係者が協働して公園管理やモニタリングを行う仕組みづくりや、必要な施設整備を進めます。
- ② 美しい自然、歴史、文化が一体となった魅力ある温泉地づくりを進めます。また、国民が安心して温泉を利用することができるよう、温泉施設等の安全対策や適正な情報の提供を進めます。
- ③ エコツーリズム推進法の制定を受けて、地域の取組の推進や人材育成、普及啓発等によりエコツーリズムの定着・発展を図ります。
- ④ 光やかおり、音などの人の感覚を重視した街作りのための検討の推進、情報発信を行います。
- ⑤ 地域コミュニティを構成する多様な主体が参加して地域の活性化にも資する環境保全活動を

進める場合において、コミュニティ・ファンドを通じた支援を行います。

- ⑥地域における環境影響評価に係る体制の構築・強化や事業者への効果的な環境情報の整理提供手法の検討等を進め、平成 19 年に策定されたガイドラインを踏まえた実効ある戦略的環境アセスメントを推進するとともに、環境影響評価制度の見直しを引き続き進めます。
- ⑦地域特性に応じた総合的な施策展開に向け、地域環境政策ビジョンの策定を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・ 広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	32(18)
・ 自然公園等事業費（公共）（再掲）	11,401(11,767)
・ 温泉の保護及び安全・適正利用推進費	29(25)
・ エコツーリズム総合推進事業費	134(129)
・ (新) 良好な感覚環境形成のための街作りの推進調査	10(0)
・ コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業(一般会計・エネ特会)	99(111)
・ (新) 戦略的環境アセスメント導入促進費	12(0)
・ 環境影響評価体制強化モデル事業	11(1)
・ 地域環境政策ビジョン策定推進費	15(20)

(イ) 水辺地や水生生物も含めた豊かな水辺づくり

- ①様々な魚介類等が生息し、人々がその恵みを将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな海(里海)を創生するため、先端的なモデル地域での取組支援等を行います。
- ②赤潮の発生や魚介類の減少が深刻化している有明海・八代海において、底質環境の定期調査や環境悪化が進んでいる区域の重点調査を進め、再生方策の実施に役立てます。

【主な予算措置】	百万円
・ (新) 里海創生支援事業	25(0)
・ (新) 有明海・八代海再生フォローアップ調査費	50(0)

(3) 環境を感じ、考え、行動する人づくり

- ①「21 世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、誰でも環境教育 AAA プラン～」に基づき、家庭、学校、地域、企業等における質の高い環境教育・環境学習の機会の多様化を図ります。
- ② 持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)について、地域における取組の推進、大学での環境教育プログラムの開発等、高等教育機関における展開を図ります。
- ③国立公園や農山漁村での子ども宿泊自然体験プランをとりまとめ、情報提供するなど、五感で自然を感じる原体験を推進し、自然の恩恵や人との関わりなどを次世代に伝えます。
- ④地域のアイデアを掘り起こし、NPO、市民等との協働による環境政策づくりを進めていきます。

【主な予算措置】	百万円
・ (新) 21 世紀環境教育 AAA プラン推進事業	55(0)
・ (新) 持続可能な開発のための教育 (ESD) を担うアジア高等教育機関人材育成事業 (再掲)	75(0)
・ (新) 「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト(再掲)	26(0)

6. 安全を確保できる生活環境行政の推進

(1) 大気・水・土壌環境保全対策

- ①排出基準の超過や測定データの改ざん等の事例発生を受け、公害防止管理の適切な組織体制の整備、事業場における公害防止に向けた適切な取組等について調査を行います。
- ②微小粒子状物質の健康影響、環境濃度将来予測、排出実態、排出抑制施策に関する調査及び広域的なモニタリングの試行を行います。
- ③自動車 NOx・PM 法の改正を踏まえ、流入車対策及び交差点周辺等の局地汚染対策を着実に実施し、併せて運輸部門からの CO2 削減を図ります。
- ④光化学オキシダントについて、濃度の上昇や注意報発令地域の広域化の原因究明を緊急に実施します。
- ⑤日本まで到達する黄砂等大気汚染物質の健康影響に関する情報収集を行うとともに、花粉症問題についてより国民にとって利用しやすい花粉飛散予測を行います。
- ⑥フッ素や硝酸性窒素など排水処理の結果生成する物質のリサイクルも視野に入れた排水処理技術開発を進めます。
- ⑦地下水について、硝酸性窒素等に関し、効率的に汚染対策を実施するための方策について検討するとともに、地下水汚染が生活環境等に与える影響について調査します。また、地盤沈下を生じさせずに地下水の有効利用が図れる新たな地下水管理制度について検討を行います。
- ⑧土壌汚染問題について、未然防止や土地利用用途に応じた対策の実施など総合的な土壌汚染対策の検討を進めます。

【主な予算措置】

	百万円
・ 効果的な公害防止の取組の促進措置開発調査	3(3)
・ 微小粒子状物質(PM2.5)に関する取組の強化	359(276)
・ 都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費	233(193)
・ (新)光化学オキシダント動向等調査費	19(0)
・ 大気汚染物質等が健康に及ぼす影響に関する総合的研究	30(20)
・ (新)3Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査	20(0)
・ (新)硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査	11(0)
・ (新)新たな地下水の総合的管理制度検討調査	10(0)
・ (新)土壌汚染の未然防止等対策の促進に関する調査	10(0)
・ (新)土地利用用途等に応じた土壌汚染対策推進費	44(0)

(2) 総合的な化学物質環境対策の推進

- ①平成 21 年の化学物質審査規制法の見直し時期に向け、EU で導入された REACH（化学物質の登録・評価・認可・制限に関する制度）等の国際的な動向を踏まえつつ、総合的な化学物質審査規制制度の導入について検討します。
- ②PRTR（化学物質排出・移動量届出制度）を推進するため、化学物質の代替を評価するためのガイドラインの策定や排出量の推計対象の範囲の拡充及び地図上にデータを表示するシステムの構築を行います。
- ③企業における自主的な化学物質管理の取組へのインセンティブを与えると同時に、取組の遅れている企業の底上げを図るため、先進的な取組を行っている企業（トップランナー企業）の優良事例を収集・発信します。
- ④有害化学物質を含有しているおそれのある製品や諸外国で規制されている製品について、製

造・流通・廃棄動向を把握し、体系的なモニタリングを実施します。

- ⑤小児を取り巻く環境中の化学物質が小児の発育に与える影響を明らかにするための疫学調査をはじめとする調査研究を実施します。
- ⑥ナノテクノロジーの環境影響について調査検討を行います。
- ⑦農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向け、手法を確立します。
- ⑧市街地等での農薬の使用に関し、農薬の飛散状況調査等を行い、リスク削減のためのマニュアルを作成します。

【主な予算措置】	百万円
・総合的な化学物質審査規制制度の導入検討調査	23(13)
・PRTR 制度運用・データ活用事業	212(200)
・(新)化学物質管理トップランナー支援事業	8(0)
・製品中の有害化学物質モニタリング調査	21(17)
・水銀等有害金属に係る国際削減戦略構築事業(再掲)	74(19)
・小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査	146(83)
・(新)環境ナノ粒子環境影響調査	3(0)
・(新)農薬による陸域生態リスク評価手法確立調査	46(0)
・農薬飛散リスク評価手法等確立調査	23(18)

(3) 水俣病対策を始めとする公害健康被害対策

- ①与党水俣病問題に関するプロジェクトチームにおいて取りまとめられた「新たな水俣病被害者の救済策についての基本的考え方」で示された救済策の円滑な実施に向け必要な措置を講じます。また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進します。さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信します。
- ②公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、公害健康被害者の救済の着実な推進を図るとともに、ぜん息患者の健康回復・自立を支援するため、健康被害の予防事業を拡充します。また、幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する調査研究等を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・水俣病総合対策関係経費等	9,529(8,522)
・(新)自立支援型公害健康被害予防事業推進費	200(0)
・局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	651(593)

(4) 石綿健康被害対策

- ①石綿健康被害救済制度に基づく被害者の迅速な救済のため、必要な医学的情報の収集、整理及び解析を行います。また、石綿による健康被害の実態解明のため、石綿関連疾患の発症リスクに関する実態把握等の調査を行います。
- ②石綿の飛散防止対策の適切な実施を図るため、アスベストを使用した建築物の解体時の石綿の飛散状況の把握、環境モニタリング等を行います。
- ③石綿含有産業廃棄物に関し、廃棄物の最終処分場の逼迫を踏まえ、埋め立て処分に代わる有効な処理方策を確立し、人の健康及び生活環境に係る被害を未然に防止します。
- ④アジア諸国における石綿対策を支援するため、我が国の経験についての資料の作成、専門家

派遣による現地調査、石綿モニタリング研修等を行います。

【主な予算措置】	百万円
・被認定者に関する医学的所見等の解析調査	22(12)
・一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査	73(68)
・アスベスト対策調査	47(51)
・石綿含有廃棄物適正処理方策検討調査費	32(15)
・アジア諸国における石綿対策技術支援費	10(13)

(5) 毒ガス弾等による被害の未然防止対策

○国内における毒ガス弾等の問題については、平成15年6月の閣議了解や同年12月の閣議決定に基づき、関係省庁と連携して、茨城県神栖市における有機ヒ素汚染源周辺の高濃度汚染対策や健康影響に係る緊急措置事業等の対策を実施するとともに、必要な調査研究を推進します。

【主な予算措置】	百万円
・(新)有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策	234(0)
・茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	112(112)
・(新)ジフェニルアルシン酸等に関する長期毒性検討調査	138(0)

平成20年度概算決定におけるエネルギー対策特別会計によるCO2排出抑制対策

合計402億円（337億円）

新京都議定書目標達成計画に基づく6%削減約束の確実な達成

○6%削減目標達成に確実を期すため、本年度中に京都議定書目標達成計画を見直し、排出量の伸びが著しいオフィスや家庭をはじめ、各部門の対策の抜本的な強化を図ります。具体的には、省エネ製品への買換え促進や国民一人ひとりの環境行動を促す「エコポイント」、「CO2見える化」、「カーボン・オフセット」等の取組の普及拡大、高断熱化等による低炭素型住宅の普及促進など家庭や職場での排出削減対策の抜本的強化を図ります。

【主な予算措置】	百万円
・(新)省エネ製品買換え促進事業	300(0)
・(新)エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業(一般・エネ特会)	360(0)
・(新)温室効果ガス排出量可視化(見える化)・指標化事業	50(0)
・(新)カーボン・オフセット推進事業	50(0)
・(新)エコ住宅普及促進事業	100(0)
・地域協議会民生用機器導入促進事業	280(280)

○国民一人ひとりに身近な行動によるCO2削減を促すため、1人1日1kgCO2削減をモットーに国民運動の更なる展開を図ります。さらに、地域における情報提供及び普及啓発を強化します。

【主な予算措置】	百万円
・地球温暖化防止「国民運動」推進事業	2,700(3,000)
・(新)1人1日1kgCO2削減国民運動推進事業	300(0)

○産業・業務部門について、モデル性の高い率先的な取組への支援等を行い、自主行動計画の拡大・強化を図るとともに、欧米における制度の導入状況等も見つつ国内排出量取引を総合的に検討します。

【主な予算措置】	百万円
・業務部門対策技術率先導入補助事業	1,900(1,670)
・国内排出量取引推進事業	250(250)
・温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業	3,000(3,000)

○運輸部門については、地方自治体等の低公害車や燃費基準達成車の導入を支援するとともに、船舶の省CO2対策を検討します。

【主な予算措置】	百万円
・低公害車普及事業	117(85)
・自動車省CO2対策推進事業	130(130)
・(新)船舶の省CO2対策の推進に向けたモデル事業	75(0)

○再生可能エネルギー導入拡大のため、燃料用バイオエタノールについて、E3の大規模実証実験を通じた普及拡大を図るとともに、地方自治体との協力による太陽光発電等の再生可能

エネルギーを利用した低炭素型住宅の普及支援を行います。また、廃棄物処理に当たっても、3Rの推進を図りつつ、廃棄物発電やバイオマスエネルギーの有効活用を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・エコ燃料実用化地域システム実証事業費	2,300(2,780)
・エコ燃料利用促進補助事業	800(800)
・再生可能エネルギー導入加速化事業	500(750)
・廃棄物処理施設における温暖化対策事業	2,117(2,117)
・(新)廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業	50(0)

京都メカニズムクレジットの確実な取得

○京都議定書の－6%削減約束を確実なものとするため、京都メカニズムを活用したクレジットの取得を計画的かつ効率的に進めます。

【主な予算措置】	百万円
・京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計・エネ特会)	16,081(7,326)

温暖化対策と公害対策等を一体的に進めるコベネフィット対策による国際協力の実現

○途上国等の公害対策と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット対策により、クレジットの確実な取得を図ります。

【主な予算措置】	百万円
・京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業	1,270(970)

低炭素社会の実現に向けた社会システムの変革

○低炭素社会への転換を目指し、様々な角度から都市構造や社会システムの変革にまで踏み込んだ対策を進めます。具体的には、コンパクトなまちづくり、公共交通の活用など効率的で環境負荷の小さな移動システム、ヒートアイランド対策なども含めた水と緑溢れるまちづくりなどモデルをつくり、その普及に努めます。

【主な予算措置】	百万円
・低炭素地域づくり面的対策推進事業	400(250)
・低炭素社会モデル街区形成促進事業	1,100(1,300)

低炭素社会を支える革新的技術開発の推進

○地域に即したバイオマス資源総合利活用システムの構築や、省エネルギー対策及びE10の活用等再生可能エネルギー等の地球温暖化対策技術の技術開発を推進します。

○二酸化炭素海底下地層貯留技術(CCS)の環境影響評価やモニタリング手法の高度化に関する技術開発等を行います。

【主な予算措置】	百万円
・地球温暖化対策技術開発事業[競争的資金]	3,709(3,302)
・(新)二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費	200(0)

(参考)

環境省における重点施策推進要望の結果について

成長力の強化、地域活性化、環境立国戦略、教育再生、生活の安全・安心等、「基本方針 2007」に示された重点施策のうち、新規性や政策効果が特に高い事業について、要望し、認められたもの

合計 61 億円

＜環境立国戦略（温暖化）＞ (百万円、() 内は 19 年度予算)

○次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費 137 (100)

我が国及び世界全体での将来排出見通しの把握や各国間の排出量の分析などにより、主要排出国が参加する実効ある次期枠組みの構築において、G8 議長国としてのリーダーシップを発揮します。

○(新) 低炭素社会関係予算(地球環境研究総合推進費 [競争的資金] の一部) 350 (0)

CO2 排出量の少ないまちづくり、交通システム形成、自然共生等の多様な視点で今後必要な取組についてのシミュレーション等による政策研究を行い、低炭素社会の姿をわかりやすく提示します。

＜環境立国戦略（温暖化、3R）、地域活性化＞

○(新) 廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業 334 (0)

生ゴミや下水道汚泥、家畜糞尿、木くず等多様な廃棄物系バイオマスの利活用について、メタン化、飼料化等地域特性に応じたソフト面からの収集運搬システムの実証等を行います。

＜環境立国戦略（温暖化、都市対策）＞

○都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費 233 (193)

交差点周辺等の局地汚染対策及び流入車対策を着実に実施し、併せて CO2 削減を図ります。

＜環境立国戦略（温暖化、国際協力）＞

○日中水環境パートナーシップ 191 (33)

「日中環境保護協力の強化に関する共同声明」を受けて、低コストな分散型排水処理施設や浄化槽等の水管理技術に係る適用可能モデル事業を行い、現地に合った水環境管理体系を構築するための協力を行います。

＜環境立国（温暖化、国際協力、環境技術）＞

○(新) 環境技術開発等推進費(戦略指定領域) [競争的資金] 240 (0)

公害対策と温暖化対策の相乗的・一体的な対策(コベネフィット対策)等に関する技術開発を推進します。

＜環境立国戦略（温暖化、人づくり）、教育再生＞

○(新) 地球と共生する人づくりのための環境教育事業 130 (0)

「21 世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、誰でも環境教育 AAA プラン～」に基づき、家庭、学校、地域、企業等における質の高い環境教育を提供し、温暖化を始めとする環境保全への意欲、智慧、行動力溢れる人材を育てます。

＜環境立国戦略（生物多様性）、地域活性化＞

○(新) 「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 50 (0)

生物多様性の保全活動について、民間団体の参加や地方版生物多様性戦略の策定促進等を進めます。

○(新) SATOYAMA イニシアティブ推進事業費 126 (0)

地域での自律的な里地里山の保全再生の取組を促進する方策を検討するとともに、世界の自然共生の智慧や伝統等を、日本の取組と合わせて、地球全体での自然共生社会実現のために活用することを「SATOYAMA イニシアティブ」として世界に提案します。

○自然公園等事業(国立公園等整備費) の一部 514 (—)

我が国を代表する優れた自然景観を有する歩道を対象として、安全対策事業、展望地点整備、景観修復事業等を行うとともに、国民保養温泉地の健全な発展・活性化を図るため施設整備を実施します。

＜環境立国戦略（3R）、地域活性化＞

○ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業 155 (90)

循環型地域形成の基盤となる電子マニフェストの利用拡大のため、中小事業者の利用を促進します。

○廃棄物処理施設整備費の一部 3,689 (—)

廃棄物のリサイクル、焼却に伴うエネルギー回収等のための施設及びバイオマスエネルギーの利活用のための施設整備等を支援し、循環型の地域づくりを推進します。

Ⅱ. 平成 20 年度 環境省財政投融资の概要

1. 日本政策投資銀行

日本政策投資銀行については、民営化（平成 20 年 10 月 1 日）までの間、政策金融による投融资を継続。

（注）環境配慮型経営促進事業に係る利子補給については、民営化以後も、イコールフットィングに留意しつつ実施。

2. 中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫

（両公庫は平成 20 年 10 月 1 日を以て、株式会社日本政策金融公庫へ統合）

① 中小企業の環境配慮経営の促進（新規）

中小企業における自主的な環境配慮の取組を一層促進するため、中小企業向け環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 の認証を取得する企業に対して、低利融資制度を新設。

② 両公庫の従来環境関連融資については、引き続き実施。また、株式会社日本政策金融公庫への統合（平成 20 年 10 月 1 日）後においても承継。

Ⅲ. 平成 20 年度環境省税制改正の概要

1 地球温暖化対策のための税制の推進

(1) 環境税

平成 20 年度税制改正大綱（以下「大綱」という。）に以下のように盛り込まれた。

「わが国は、来年の G 8 北海道洞爺湖サミットを控え、環境先進国として世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを実施し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、来年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。」

(2) バイオ燃料関連税制の創設

[揮発油税・地方道路税・軽油引取税]

- ▶ バイオエタノール混合ガソリン（E 3 及び E T B E 混合ガソリン）に係る揮発油税・地方道路税のうち、バイオエタノール分について非課税とすることについては、大綱に以下のように盛り込まれた。

「京都議定書の第一約束期間におけるバイオマス由来輸送用燃料の導入を促進する観点から、ガソリンの品質確保等に係る所要の制度整備を踏まえ、バイオマス由来燃料を混和して製造されたガソリンについて、バイオマス由来燃料に含まれるエタノールに相当する揮発油税及び地方道路税を軽減する措置を平成 25 年 3 月 31 日までに限り講ずる。

（注）上記の改正は、揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正による揮発油特定加工業者（仮称）の登録制度及び品質確認義務の導入時期に合わせて実施する。」

- ▶ バイオディーゼル燃料（B D F）混合軽油に係る軽油引取税のうち、B D F 分について非課税とすることについては、長期検討とされた。

(3) 住宅省エネ改修促進税制の創設

[所得税・固定資産税]

- ▶ 一定の省エネ改修工事（※ 1）を含む増改築工事費用に相当する住宅ローンの残高（1,000 万円を限度）のうち、特定の省エネ改修工事（※ 2）分（200 万円を限度）の 2%（他の増改築工事分については 1%）を 5 年間にわたり所得税額から控除する。

- ▶ 一定の省エネ改修工事（※3）を行ったものについて、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（120㎡相当分を限度）から3分の1を減額する。

（※1）①居室の全ての窓の改修工事、又は①とあわせて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事で、改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がる事となることと認められる工事内容であって、その工事費用が30万円を超えるもの。

（※2）※1で定める工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当となることと認められる工事内容のもの。

（※3）上記①から④までの工事のうち、①を含む工事で、それぞれの部位がエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅に係る現行の省エネ基準にそれぞれ新たに適合することとなるもののうち、費用が30万円以上のもの。

（4）自動車の低公害化、低燃費化の推進

① 自動車の保有に係る税率の特例措置（グリーン化） [自動車税]

自動車の保有に係る自動車税の特例措置について、以下のとおり見直しを行った上で、適用期限を2年延長。

<重課> 現行措置どおり

車齢11年超のディーゼル車	概ね10%重課
車齢13年超のガソリン車（LPG自動車含む）	概ね10%重課

※低公害車及び一般乗合バスを除く。

<軽課>

【現行措置】 電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車	概ね50%軽減
【見直し後】 電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車(3.5t以下:☆☆☆☆、3.5t超:重量車☆)	概ね50%軽減
【現行措置】 ☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車	概ね50%軽減
【見直し後】 ☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車	概ね50%軽減
【現行措置】 ☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車	概ね25%軽減
【見直し後】 ☆☆☆☆かつ燃費基準+15%達成車	概ね25%軽減

※ ☆☆☆☆：平成17年排出ガス基準値（新長期規制）より、有害物質を75%以上

低減させた自動車

※ 重量車☆：平成17年排出ガス基準値より、NOx又はPMを10%以上低減させた重

上

- 量車
 ※ 燃費基準+〇%:省エネ法に基づく平成 22 年度燃費基準よりも〇%以上燃費性能を向上させた自動車

② 低燃費かつ低排出ガス認定車に係る自動車取得税の課税標準の軽減措置

[自動車取得税]

低燃費かつ低排出ガス認定車を取得した場合、自動車取得税の課税標準を軽減する措置について、以下のとおり見直しを行った上で、適用期限を 2 年延長。

【現行措置】	☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車	30 万円控除
【見直し後】	☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車	30 万円控除
【現行措置】	☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車	15 万円控除
【見直し後】	☆☆☆☆かつ燃費基準+15%達成車	15 万円控除

③ ディーゼル重量車に係る自動車取得税の特例措置

[自動車取得税]

ディーゼル重量車を取得した場合、自動車取得税を軽減する措置について、以下のとおり見直しを行った上で、適用期限を 2 年延長。

【現行措置】		
・重量車☆かつ重量車燃費基準達成車		2.0%軽減
・平成 17 年排出ガス基準適合かつ重量車燃費基準達成車		1.0%軽減
【見直し後】		
・平成 21 年排出ガス基準適合かつ重量車燃費基準達成車 注)		2.0%軽減

注) 12 t 超の自動車のうち規制開始後 (平成 21 年 10 月 1 日～) : 1.0%軽減

※重量車燃費基準達成車:平成 27 年度重量車燃費基準を達成した自動車

④ 最新排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車に係る自動車取得税の軽減措置

[自動車取得税]

最新の排出ガス規制 (平成 21 年排出ガス基準) を満たすディーゼル乗用車について、以下のとおり、自動車取得税の軽減措置を講ずる。

【創設された軽減措置 (期間:平成 20 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)】

【新設】		
・平成 21 年排出ガス基準適合車 注)		1.0%軽減

注) 規制開始後 (平成 21 年 10 月 1 日～) : 0.5%軽減

(5) エネルギー需給構造改革投資促進税制

[所得税・法人税]

①省エネ効果の高い建築設備から構成される高効率ビルシステム、②ITの活用により照明・空調の最適な運転を行うエネルギー需要管理システム（BEMS）を追加するなど対象設備の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。

(6) 道路関係諸税

大綱に以下のように盛り込まれた。

「国及び地方の道路特定財源については、「道路特定財源の見直しについて」（平成19年12月7日 政府・与党）に沿って、真に必要な道路整備の計画的な推進や既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化等の措置を着実に進める必要性及び、厳しい財政事情や環境面への影響にも配慮し、20年度以降10年間、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。

なお、道路の中期計画の見直しを踏まえ、道路整備の状況等を勘案し、必要に応じ、所要の検討を加えることとする。

また、自動車関係諸税については、税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、道路の整備状況、環境に与える影響、厳しい財政状況等も踏まえつつ、暫定税率を含め、そのあり方を総合的に検討する。」

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) 再商品化設備等に係る特別償却制度

[所得税・法人税]

食品循環資源再生利用設備及び建設混合廃棄物選別設備について、初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年延長。

(2) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置

[固定資産税]

廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置について、下記のとおり特例率等の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長。

	現行特例率	見直し後の特例率
建設廃棄物再生処理装置（※1）	3 / 4	現行どおり
古紙再生処理装置	3 / 4	廃止
空びん洗浄処理装置	3 / 4	現行どおり
自動車部品再利用製品製造装置	3 / 4	現行どおり
食品循環資源再生処理装置（※2）	4 / 5	2 / 3

※1 対象から建設汚泥再生処理装置を除外

※2 対象を、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する再生利用事業計画の認定を受けた事業者が取得したものに限定

（3）産業廃棄物処理用設備等に係る特別償却制度 [所得税・法人税]

高温焼却装置、P C B 汚染物等処理用設備及び石綿含有廃棄物無害化処理用設備について、初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年延長。

（4）最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置 [所得税・法人税]

廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金（維持管理積立金）制度に基づく積立金を損金算入する措置の適用期限を2年延長。

（5）廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置 [固定資産税]

廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置について、下記のとおり特例率等の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長。

	現行特例率	見直し後の特例率
ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場	1 / 2	現行どおり
産業廃棄物処理施設	1 / 3	現行どおり
廃P C B 廃棄物等処理施設	1 / 6	1 / 3
産業廃棄物焼却熔融施設	1 / 6	1 / 3
廃油・廃プラスチック類処理施設	2 / 3	現行どおり
自動車等破砕物処理施設	3 / 4	廃止
産業廃棄物焼却施設	2 / 3	現行どおり
廃石綿・石綿含有産業廃棄物熔融施設	1 / 6	現行どおり

(6) 廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置 **[事業所税]**

廃棄物処理法に規定する広域認定制度により環境大臣の認定を受けた者の専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設等に係る事業所税の資産割の課税標準を4分の3控除する特例措置については、対象から専ら廃棄物の収集又は運搬の事業の用に供する施設を除外したうえ、その適用期限を2年延長。

3 環境汚染の防止

(1) 公害防止用設備に係る税制優遇 **[所得税・法人税]**

ばい煙処理用設備、汚水処理用設備及び窒素酸化物（NOx）抑制設備に係る特別償却措置について、延長が行われないこととなった。

※法定耐用年数の見直しが行われる。

(2) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置 **[固定資産税]**

公害防止用設備に係る課税標準の特例措置について、下記のとおり特例率の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長。

	現行特例率	見直し後の特例率
汚水処理用施設（水質汚濁防止法関係）	1 / 6	現行どおり
汚水処理用施設（湖沼水質保全特別措置法関係）	2 / 3	3 / 4
地下水浄化設備	1 / 2	現行どおり
土壌浄化施設	1 / 3	現行どおり
窒素酸化物燃焼改善設備	2 / 3	3 / 4
ばい煙処理施設	1 / 6	現行どおり
揮発性有機化合物排出抑制設備	1 / 6	現行どおり
指定物質排出抑制施設	1 / 3	現行どおり
ダイオキシン類排出削減施設	1 / 3	1 / 2
優良更新施設（揮発性有機化合物排出抑制設備）	1 / 2	2 / 3

4 鳥獣保護管理の推進

(1) 鳥獣被害防止対策の推進のための狩猟税の優遇措置

[狩猟税]

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（仮称）に規定する対象鳥獣捕獲員（仮称）に係る狩猟税の税率について、5年間に限り、通常の税率の2分の1とする。

5 その他

(1) 試験研究費の総額に対する税額控除（R&D税制）

[所得税・法人税]

試験研究費の増加分に対する追加的税額控除制度について、試験研究費の総額に係る税額控除制度とは別に、当期の法人税額の10%を控除限度とし、売上高の10%を超える場合の試験研究費に係る税額控除を選択適用できるように改組を行い、適用期限を2年延長。

(2) 特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置

[法人税、所得税、相続税、個人住民税、法人住民税、法人事業税]

認定NPO法人に係る税制優遇措置の適用期限を2年延長するほか、標準PST（パブリックサポートテスト）の要件の緩和、申請手続の負担の軽減等を図る。